第六十八南極特別保護地区	一　（略） 二　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 三～七　（略）
第六十九～七十一南極特別保護地区	（略）
第七十二南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 五～十一　（略）
第七十三南極特別保護地区	（略）
第七十四南極特別保護地区	一～二　（略） 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四～七　（略）
第七十五南極特別保護地区	（略）

附　則

この省令は、平成二十八年八月三十日から施行する。

第六十八南極特別保護地区	一　（略） 二　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 三～七　（略）
第六十九～七十一南極特別保護地区	（略）
第七十二南極特別保護地区	一～三　（略） 四　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。 五～十一　（略）
第七十三南極特別保護地区	（略）
第七十四南極特別保護地区	一～二　（略） 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四～七　（略）
第七十五南極特別保護地区	（略）

南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものを除く。）	五メートル